

○唐津市スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金交付要綱

平成26年4月1日

告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市民のスポーツ及び文化における向上心を育み、スポーツ及び文化の振興を図るため、スポーツ及び文化芸術大会(以下「大会」という。)の出場者等に対し奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平30告示45・令5告示60・一部改正)

(奨励金の交付対象大会)

第2条 奨励金の交付の対象となる大会(以下「交付対象大会」という。)は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める大会とする。

- (1) 全国大会 全国を対象とした大会で、各都道府県の代表選手又は九州の代表選手が参加する大会をいう。
- (2) 西日本大会 西日本を対象とした大会で、各府県又は九州の代表選手が参加する大会をいう。
- (3) 九州大会 九州を対象とした大会で、各県の代表選手が参加する大会をいう。ただし、種目の都合で九州大会をブロック分けして行う大会についても、九州大会とみなす。
- (4) 国際大会 10か国以上の参加があり、各国の代表選手が参加する大会をいう。

2 前項の規定にかかわらず、出場資格に制限を設けていない大会については、交付対象大会としない。

(平29告示279・平30告示45・令4告示94・令5告示60・一部改正)

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。ただし、国、地方公共団体若しくは公共的団体又は主催者等から補助金等の交付を受ける者には、奨励金を交付しない。

(1) 前条第1項に定める大会の開催要項の定めにより出場資格を取得した者であつて、同項に定める大会に出場する選手。ただし、文化芸術部門においては、小学生、中学生及び高校生に限る。

(2) 前条第1項に定める大会の開催要項の定めにより、前号の選手又は当該選手が所属する市内に活動拠点があるチームの競技補助として認められた監督及びコーチ（指導者を含む。以下これらを「監督等」という。）。ただし、監督等への交付は2人を限度とする。

2 対象者は監督等を除き、唐津市に住民登録し、かつ、居住している者とする。ただし、小学生、中学生及び高校生については、学校が指定する市内の寮等に寄宿している者を含むものとする。

（平30告示45・令4告示265・令5告示60・一部改正）

（奨励金からの排除対象者）

第4条 市長は、この要綱により奨励金を交付するに当たつて奨励金の交付の申請をしようとする者が次に掲げるいずれかに該当するときは、奨励金からの排除対象者として奨励金を交付しないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（奨励金の交付及び額）

第5条 同一年度内の奨励金の交付は、小学生及び中学生を除き、第2条第1項に

定める大会の区分ごとに、選手、監督等にかかわらず、1人1回を限度とし、1人当たりの奨励金の額は、別表のとおりとする。ただし、文化芸術部門において、チームのメンバー数が多く、奨励金の額が多額になるときは、交付する額は市長が別に定めるものとする。

(平30告示45・令5告示60・一部改正)

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会の開催前に奨励金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(平30告示45・旧第6条線下・一部改正、令5告示60・旧第8条線
上・一部改正)

(代理申請)

第7条 前条の規定による交付申請は、対象者が属する団体等の代表者等が代理で行うことができる。この場合において、代理で申請を行う者は交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象者が奨励金の申請、受領等に関する一切の権限を委任したことが確認できる委任状
- (2) 対象者がこの奨励金のほかに、国、地方公共団体、公共的団体、主催者等から補助金等の交付を受けていないことを誓約したことが確認できる誓約書
- (3) 対象者が唐津市に住民登録し、かつ、居住している者に該当するか否かに関し、市長が必要と認めるときは調査することに同意したことが確認できる同意書
- (4) 対象者が第4条に規定する排除対象者に該当するか否かに関し、市長が必要と認めるときは佐賀県唐津警察署に照会することを承諾したことが確認できる承諾書

(令2告示220・追加、令5告示60・旧第8条の2線
上)

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金交付決定通知書(第2号様式)により、不適当と認めるときは、

奨励金交付申請却下通知書（第3号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

（平30告示45・旧第7条繰下、令5告示60・旧第9条繰上）

（奨励金の返還等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条に掲げる排除対象者であることが判明したとき。

（平30告示45・旧第8条繰下、令5告示60・旧第10条繰上・一部改正）

（結果報告）

第10条 申請者は、大会が終了したときは、速やかに大会結果報告書を市長に提出するものとする。

（平30告示45・旧第9条繰下、令5告示60・旧第11条繰上）

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平30告示45・旧第10条繰下、令5告示60・旧第12条繰上）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日以降に開催される対象大会から適用する。

（唐津市県外スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱の廃止）

- 2 唐津市県外スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱（平成25年告示第86号。次項において「旧要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日の前日までに旧要綱による交付の決定がなされた奨励金に

については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第279号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年告示第45号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第220号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金等交付要綱の規定に基づき申請された奨励金等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第94号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第265号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金等交付要綱の規定に基づき申請された奨励金等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第60号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第40号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（令5告示60・全改）

九州大会	西日本大会	全国大会	国際大会
5,000円	8,000円	10,000円	30,000円

第1号様式（第6条関係）

（平30告示45・令2告示220・令5告示60・一部改正）

第2号様式（第8条関係）

（平30告示45・令5告示60・一部改正）

第3号様式（第8条関係）

（平30告示45・令5告示60・一部改正）